

倫理委員会議事録

1. 日時 平成25年11月 6日(水) 9:25～ 9:40
2. 場所 応接室
3. 出席者 副院長、統括診療部長、事務部長、看護部長、薬剤科長、管理課長
4. 申請者 看護部長 鳴田 保美
5. 議題 国立病院機構における重症心身障害児(者)の看護度の測定と重心プロフェッショナルナース(仮称)を育成するカリキュラムの作成 (申請 1)
6. 記録者 管理課長

議事要旨

<副院長>

議題について申請理由を説明されたい。

<鳴田看護部長>・・・申請1 配布資料により説明

目的

・NH0 ネットワーク研究検討会では、平成24年4月より国立病院機構における重症心身障害児(者)に対する「看護レベルの一定化」と「看護の質の向上」を目的に「重症心身障害児(者)プロフェッショナルナース(仮称)を育成するカリキュラム」作成に取り組んでいる。

取り組みの第一段階として、過去から現在に至る教育背景や教育内容を参考に、共同研究施設に協力をいただいた現状調査結果から教育内容を精選し、カリキュラムは作成終了段階にある。

続いて、取り組みの第二段階として、作成したカリキュラムの信頼性・妥当性の検証に取り組んでいる。今回、共同研究施設の重症心身障害児(者)の看護ケアの現状をビデオ撮影による参加観察法を四国こどもとおとな・愛媛・広島西の3施設で用い、得られた情報を重症心身障害児(者)ケアの実施者で意見交換を行う。次に質的・帰納的に分析することで、「重症心身障害児(者)特徴的なケア」が抽出でき、ケアの大変さを示すツール(看護度の測定ツール)が作成できるのではないかと考えた。

審査請求理由

・本研究は、療養中の患者に協力をしてもらうため、療養生活の一部に立ち入り、個人情報を取り扱うことになる。また、平成24年度NH0 ネットワーク共同研究の助成を受けて実施するものであり、報告の義務があり、人権保護の観点から倫理委員会においても審査いただき承認いただきたい。

(鳴田)

・ビデオ撮影することにより、患者の顔が写る。

モデル(案)を作成することについて、ビデオは考えていなかったが、プレテストとして追加する。ビデオから点数化する。

(事務部長)

- ・患者へのメリットは？

(嶋田)

- ・ない。

(事務部長)

- ・対象者を決めた理由と患者同意の状況を、もう一度委倫理委員会にかけerる必要があるのではないか。

(統括診療部長)

- ・1例を選ぶので、選定理由を再度倫理委員会にかけた方がよいのではないかと。

(嶋田)

- ・わかりました。

(統括診療部長)

- ・ビデオの撮り方は、ケアする看護師の同意は？

(副院長)

- ・誰が撮るのか。

(嶋田)

- ・アルバイト（非常勤看護師）が撮影する。

(副院長)

- ・意図的に1日を選ぶのか。

(嶋田)

- ・そのとおりです。

(副院長)

今回の研究により、重症心身障害児（者）の看護ケアの現状を把握することで、より、施設として統一された対応をとることができるようになることは、患者サイド・医療サイド両者にとってメリットがある。

個人への直接的な利益、不利益、危険性はないので倫理的には問題はないと思われる。よって、承認としたいが、他の委員の意見はどうか。

《全委員異議なし》

(副院長)

以上、承認判定で院長へ答申する。

(様式 2)

倫理委員会審査判定答申書

平成25年11月11日提出

独立行政法人国立病院機構
広島西医療センター病院長 殿

広島西医療センター倫理委員会
委員長 岩崎 洋一 印



受付番号 1

課 題 名 国立病院機構における重症心身障害児（者）の看護度の測定と重心プロフ
ェシヨナルナース（仮称）を育成するカリキュラムの作成

申 請 者 嶋田 保美

上記についての諮問に対し、平成25年11月 6日の倫理委員会において審議した
結果、下記のとおり答申する。

記

1. 判 定

①承認

②条件付承認

③不承認

④非該当

2. 理 由

今回の研究により、重症心身障害児（者）の看護ケアの現状を把握することで、
より施設として統一された対応をとることができるようになることは、患者サイド
・医療サイド両者にとってメリットがある。個人への直接的な利益、不利益、危険
性はないので倫理上問題はない。

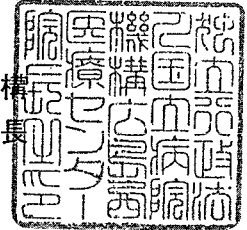
(様式 3)

倫理委員会審査判定通知書

平成25年11月11日

申請者 鳴田 保美 殿

独立行政法人国立病院機構
広島西医療センター病院長



受付番号 1

課題名 国立病院機構における重症心身障害児（者）の看護度の測定と重心プロフ
ェシヨナルナース（仮称）を育成するカリキュラムの作成

代表者名（責任者） 鳴田 保美

平成25年10月29日付で審査の申請があった、上記課題について、下記のとおり
判定したので通知する。

記

1. 判定

①承認 ②条件付承認 ③不承認 ④非該当

2. 理由

今回の研究により、重症心身障害児（者）の看護ケアの現状を把握することで、
より施設として統一された対応をとることができるようになることは、患者サイド
・医療サイド両者にとってメリットがある。個人への直接的な利益、不利益、危険
性はないので倫理上問題はない。